

の途を講ねること。

一四、傷痍軍人自身の士氣を鼓舞し、教養を高め、其の
殊勲に対する矜持を永く保持せしむると共に平時
に在りても自力奮奮常に國民の儀表たゞべき信念
態度を涵養せしむること。

同時に又一般國民をして傷痍軍人に對する處遇の
途と謹方よりかからぬ適切なる訓練を施すこと。

一五、傷痍軍人對策の實施遂行に當りては、心理的にも
技術的にも極めて複雜微妙の取扱ひを要するもの
あり、從て之を擔當する中枢人物は傷痍軍人に對
して深き理解と厚き同情共感を有するの士にして
而生涯を捧げて傷痍軍人の好き尊師伴侶として

て凡身の親身の世話を仕かる献身特志の人材を心
要とする。中央及地方を通じて斯かる適材を發見
するに努め、之が後顧の憂なく專心活動を為し得
る如き、生活並に地位を保障すること。

一六、傷痍軍人對策の實施に當りては現存する各種社會
事業團體並に施設を最も効果的に動員すること、
之がために各種社會事業團體施設の全國的統合連
絡を圖ること。

次に「實行方策」を提示して、（甲）就職問題を中心と
して觀たる傷痍軍人對策と（乙）勞務管理上より觀たる
傷痍軍人對策との二案について細説したのである。

「勞資關係調整方策」に関する建議の全文は次の如き